

公示する制限措置等の内容

区分		内容
あわび漁業	漁業種類	あわび漁業
	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数	1
	船舶の総トン数	※定めなし
	推進機関の馬力数	※定めなし
	操業区域	浜田市原井町及び瀬戸ヶ島町地先海面（第一種共同漁業権設定区域を除く。）
	漁業時期	12月1日から翌年9月30日まで
	漁業を営む者の資格	浜田市に住所を有する個人漁業者
	許可又は起業の認可を申請すべき期間	令和8年6月9日から令和8年6月15日まで